

22 高総福第 304 号
平成 22 年 6 月 24 日

各所属長 様

総務福利課長

高速道路無料化社会実験に伴う出張時の旅費の取扱いについて（通知）

国土交通省が実施する高速道路無料化社会実験により、県内の高速自動車国道（以下「高速道路」という。）の一部の区間について通行料金が無料化されることとなりました。

これに伴い、高速道路無料化社会実験期間（以下「対象期間」という。）中の出張時の旅費について、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。つきましては、所属職員に周知するとともに、適切な取扱いをお願いします。なお、対象期間中の通勤手当の取扱いについては、別途通知を行う予定です。

記

1 高速道路無料化社会実験の概要

（1）無料化となる区間（県内）

高知インターチェンジから須崎東インターチェンジまでの全区間（以下「無料化区間」という。）

（2）対象期間

平成 22 年 6 月 28 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

2 対象期間中の旅費の取扱いについて

（1）高速道路の利用基準

出張時の高速道路の利用基準については、「出張時における有料道路の通行料等の公費負担の取扱いについて」（平成 14 年 9 月 20 日付け 14 高行管第 235 号行政管理課長通知）により運用しているが、無料化区間は通行料金が発生しないことから、時間短縮等の公務運営上の合理性が認められる場合には、所属長の判断により、無料化区間を出張に利用できるものとする。

（2）自家用車の車賃について

自家用車等による出張で無料化区間を利用した場合は、これまでと同様に、現に利用した距離（公務出張に必要と認められる範囲に限る。）に応じて車賃を支給する。

(別紙) 補足説明 Q&A

(利用基準)

問 1 出張で無料化区間を利用する基準に「所属長の判断による」としている理由は？

(答) 無料化区間を利用する出張であっても、自家用車等による出張で、その利用のために遠回りをするにより、一般道を利用する場合と比べて旅費(車賃)が嵩むなどといったことが想定されるため、時間短縮等の公務運営上の合理性がある場合に所属長の判断により利用を認めるものです。

なお、公用車等による出張については、旅費(車賃)が発生しないことから、無料化区間を利用することで出張時間の短縮等が見込まれる場合は、当該区間を活用し出張の効率化を図ってください。

(利用する高速道路の区間に有料区間と無料化区間がある場合)

問 2 出張に利用する高速道路の区間に有料区間と無料化区間が混在している場合(例: 南国・須崎東インターチェンジ間)の利用基準はどうなるのか?

(答) 「出張時における有料道路の通行料等の公費負担の取扱いについて」(平成 14 年 9 月 20 日付け 14 高行管第 235 号行政管理課長通知)の基準により判断してください。

<参考> 「出張時における有料道路の通行料等の公費負担の取扱いについて」(抜粋)

『全ての経費は税金で賄われていることから、その支出が県民の理解を得られるものであるかどうかを判断基準とし、所属長の権限と責任において、当該出張の業務内容、利用による短縮時間、利用区間や時間帯等を十分勘案したうえで執行してください。』

○出張時における有料道路の通行料等の公費負担の取扱いについて

(平成 14 年 9 月 20 日 14 高行管第 235 号行政管理課長通知)

このことについては、公用車(借上車を含む。)又は公務使用時の自家用車による利用であって、相当程度の時間短縮が見込まれる等その利用が公務運営上必要であると所属長が認めるときに予算の範囲内で公費により支出できることとしましたので、適切に取扱うようお願いします。

全ての経費が税金で賄われていることから、その支出が県民の理解を得られるものであるかどうかを判断基準とし、所属長の権限と責任において、当該出張の業務内容、利用による短縮時間、利用区間や時間帯等を十分勘案したうえで執行してください。特に、自宅発着の旅行の際の利用については、その必要性について慎重に考慮したうえで執行してください。

また、このことによる新たな予算措置は行わないので、既存の予算内での対応となります。

この取扱いは、平成 14 年 9 月 24 日からの適用となります。